

令和6年度 地域福祉活動助成事業

町社協 設立助成金
運営助成金交付

Q&A

BOOKLET

社会福祉法人
前橋市社会福祉協議会

地域福祉課 地域福祉係 TEL 027-237-1142

1 設立助成は令和6年度内に設立しないと受け取れませんか？**A 令和6年度以降の設立でも交付する予定です。**

令和5年度限りではなく、当面の間は交付する予定としています。ただし事業実施計画上の都合により事業内容を変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

2 町社協の呼称は「〇〇町社会福祉協議会」と決まっていますか？**A 名称は自由に決めていただいて構いません。**

「町社協」はあくまで前橋市・前橋市社協が提案するうえでの呼称です。地域に馴染みやすかったり、団体のことが分かりやすかったりする名称など、地域のなかで自由にご検討ください。

名称例：

〇〇お助け隊

〇〇支え合いネットワーク

〇〇支え合いの会

3 設立年月日とは、具体的にどの日付のことですか？**A 町社協の設立が承認された日付です。**

設立総会を開催して承認された日、自治会の総会で承認された日、またそれに伴った規約の施行日のことを設立年月日としています。

4 設立届は設立見込みでも提出できますか？**A 見込みではなく設立後（設立年月日以降）にご提出をお願いします。**

設立後の設立届提出を前提に、予定を組んでいただきますようお願いいたします。設立や事務処理の流れについては随時地区担当職員にご相談ください。

5 設立届は年度途中でも提出できますか？**A 年度途中でも受け付けています。**

年度途中に設立届をご提出いただいた場合、設立助成の交付は受理の翌月を予定しています。

6 人数や名簿で求められる「役員」とはどのような定義ですか？

A 規約で定めている「役員」について、人数や名簿への記載をお願いしています。

市社協で作成している規約の見本では「会長 / 副会長 / 会計 / 監査」を基本に、この他に必要に応じて加えると記載していますが、必ずといった決まりはありません。各町社協の規約に定めている役員についてご記載ください。また名簿については市社協が用意する名簿様式以外のもの（総会資料など）を添付していただいても構いません。

7 設立助成の交付金について、このお金の予算書や実績報告書は必要ですか？

A 運営助成の申請書と実績報告の収支に、設立助成交付額を含めて記載してください。

設立助成のみについての予算書や実績報告書の作成および提出は求めていませんが、運営助成の申請書内の収支予算、また年度末に提出をお願いすることになる実績報告書内の収支予算実績に、設立助成交付額の収入および支出を含めていただくようお願いいたします。これによって繰越額が多くなったとしても申請や報告の受理に差支えはありません。



8 運営助成はどのように申請すればよいですか？

A 設立届を提出後、9月末までに運営助成の申請書を提出してください。

運営助成は町社協のみが申請できる枠組みのため、設立届をご提出いただいた後もしくは設立届と同時に運営助成の申請書（緑色）をご提出ください。ただし、助成金を有効に活用いただけるよう、申請期限を9月末までとさせていただきます。本助成金は単年ごとの交付となりますので、10月以降に町社協を設立された場合、翌年度から助成金を申請いただくことができます。

9 サロンを複数運営しています。申請書にはサロン1件分の情報しか書く欄がありませんがどうすればよいですか？

A 「サロン情報シート」（水色の用紙）をご使用ください。

上記のように、一つの町に複数のサロンがある場合など申請の内容が通常と異なる場合は、随時地区担当職員にご相談ください。

10 「サロン・見守り活動助成金」の交付を受けたあとに、運営助成に切り替えることはできますか？

A 運営助成の交付額が上回る場合、上回った分を追加で交付します。

原則、運営助成の交付額は「サロン・見守り活動助成金」の交付額（30,000円または60,000円）を下回ることはありません。年度途中で運営助成へ移行する場合は、上回った分を追加で交付します。

11 紙面の申請書は緑色の用紙でしたが、データで作成したため、白い用紙に印刷しても問題ありませんか？

A 白い用紙でも問題ありません。

申請書の見分けをつけるため令和5年度の申請書には色付きの用紙を使用していますが、白い用紙に印刷してご提出いただいても構いません。

12 報告書の提出はいつですか？領収書コピーの添付は必要ですか？

A 提出は令和7年2月～3月頃、領収書コピーの添付は不要です。

今までの助成金と同様に、年度末の2月から3月頃に提出依頼として通知や様式を発送する予定です。領収書コピーの添付は必要ありませんが、報告書に添付していただいた場合は参考としてお預かりします。

13 町社協の通帳（口座）は必ず作らなければいけませんか？**A 通帳（口座）の作成は必須ではありません。**

町社協の「設立助成」や「運営費助成」など助成金交付を受けるためには、交付の振込先となる口座（通帳）が必要です。任意団体の設立時にはその団体の口座を開設することが原則ですが、町社協はそれぞれの設立実態によって口座や会計の取り扱いが様々なため、市社協が実施する助成事業では必ずしも新規口座開設を求めています。

14 交付額は前もって教えてもらえるのでしょうか？**A 交付額確定は受理後ですが見込み額としてお伝えできます。**

基本的には、設立届受理後に設立助成・運営助成の交付予定額を通知することとしていますが、予算作成等のために前もって見込み額をお伝えできます。地区担当職員までご相談ください。

15 申請書のメール提出や、通知等のメール配信は可能ですか？**A メールでの提出は可能です。また指定いただいたアドレスへ案内や通知を送付することもできます。**

申請書のデータ提出については「chiiki@mae-shakyo.or.jp」まで送付してください。今後の通知等をメールで受け取りたい場合は、申請書表面の「Eメールへの通知希望にチェックを入れ、必ず「chiiki@mae-shakyo.or.jp」まで【自治会名・町社協名・氏名】を記載したメールを送信してください。これはアドレス違い・送付漏れを防ぐための作業ですのでご協力をお願いします。昨年度メールでやりとりをさせていただいた団体につきましても、改めてメールの送信をお願い致します。

